

●香川県告示第154号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定に基づき電線共同溝を整備すべき道路を次のとおり指定したので、同条第4項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、令和5年6月9日から同月29日まで一般の縦覧に供する。

令和5年6月9日

香川県知事 池田豊人

- 1 道路の種類 県道（主要地方道）
- 2 路線名 高松善通寺線（33号）
- 3 指定する道路

区 間	延 長 (メートル)	備 考
丸亀市大手町三丁目66番39地先から 丸亀市城西町一丁目135番20地先まで	639	

- 4 指定の期日 令和5年6月9日